

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成24年2月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 事業計画変更承認申請について
- 議第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 下限面積（別段面積）の設定について
- 議第 7号 新規就農者就農計画に対する意見について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について
- 報第 4号 農地法第18条第6項の通知について
- 報第 5号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 6号 使用貸借の解約通知について
- 報第 7号 農地潰廃通報について
- 報第 8号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 33名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 齊 藤 信 一 委員 | 2番 小 林 六 一 委員 |
| 3番 村 井 善一郎 委員 | 4番 大 桃 惣一郎 委員 |
| 5番 佐 藤 満 委員 | 6番 金 子 良 助 委員 |
| 7番 鶴 巻 純 一 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 10番 坂 井 和 弘 委員 | 11番 藤 田 吉 則 委員 |
| 12番 大 橋 正 臣 委員 | 13番 山ノ内 正 委員 |
| 14番 川 勝 勳 委員 | 15番 金 子 純 一 委員 |
| 17番 野 水 敏 秋 委員 | 18番 高 山 博 委員 |
| 19番 安 達 宰 委員 | 20番 森 山 昭 委員 |
| 21番 西 光 明 委員 | 22番 野 崎 文 夫 委員 |

23番 大竹正信 委員	24番 小師 勉 委員
25番 五十嵐 俊雄 委員	26番 鶴 巻 俊樹 委員
27番 武石 栄二 委員	28番 安達 英作 委員
29番 村山 佐喜雄 委員	30番 佐々木 包茂 委員
31番 長谷川 清一 委員	32番 清水 栄 委員
33番 熊倉 睦 委員	34番 神子島 巖 委員
35番 佐藤 裕雄 委員	

欠席委員 1名

16番 大竹 一雄 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	金子 正敏
経営基盤係 副参事	麦倉 政勝
農地係 副参事	竹石 正弘
主 任	樋口 美子

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長（大桃会長）

それでは、定例総会を開会いたします。出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、欠員1名、出席33名、欠席1名で、会議が成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。3番、村井委員、32番、清水委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大桃会長）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、15ページにありますように、新規設定39件、27万4,743.75㎡、再設定34件、13万8,413㎡、利用権移転1件で4,213㎡、所有権移転が2件で4,009㎡であります。合計では76件、42万1,378.75㎡であります。

戻りまして、1ページをごらんいただきたいと思います。議案中の568番は、栗林の農地2筆、1,986㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約352万円であります。

569番は、井栗1丁目の農地1筆、2, 023㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約89万円であります。

570番は、鹿峠の農地2筆、2, 974㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

571番は、笹岡の農地1筆、2, 210㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

572番は、帯織の農地5筆、1, 445㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

573番は、石上3丁目の農地2筆、1, 890㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

574番は、曲淵3丁目の農地3筆、2, 958㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

575番は、東大崎2丁目の農地3筆、3, 275㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

576番は、吉野屋の農地1筆、1, 071㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

577番は、帯織南ほかの農地4筆、7, 955㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

578番は、荒沢の農地6筆、9, 444㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

579番は、森町の農地6筆、9, 108㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

580番は、濁沢の農地2筆、2, 641㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

581番は、笹岡ほかの農地11筆、8, 982㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。

582番は、中曽根新田ほかの農地25筆、4万6, 029. 17㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

583番は、上保内の農地6筆、2, 123㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

584番は、小古瀬の農地2筆、1万591㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

585番は、小古瀬の農地1筆、3, 504㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

586番は、濁沢の農地12筆、1万449㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

587番は、荒沢の農地4筆、4, 460㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

５８８番―１においては、長沢の農地５筆、３，７６２㎡を新規により６年間利用権設定するものであります。

５８９番―１においては、長沢の農地１１筆、６，７１１．６㎡を新規により６年間利用権設定するものであります。

５９０番―１においては、長沢の農地１筆、１，８８８㎡を新規により６年間利用権設定するものであります。

５９１番―１においては、江口の農地１６筆、１万８，９２８．６１㎡を新規により６年間利用権設定するものであります。

５９２番―１においては、若宮新田の農地３筆、５，２１２㎡を新規により６年間利用権設定するものであります。

５９３番―１においては、若宮新田の農地１筆、３３７㎡を新規により６年間利用権設定するものであります。

５９４番―１においては、土場の農地１筆、７２９㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

５９５番―１においては、上須頃の農地１８筆、１万１，５１０㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

５９６番―１においては、東大崎ほかの農地９筆、８，７９２㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

５９７番―１においては、東大崎１丁目の農地１２筆、１万１，２２９．６１㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

５９８番―１においては、東本成寺ほかの農地２２筆、１万１，２５７㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

５９９番は、上須頃の農地１１筆、８，４６０㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

６００番は、上須頃の農地５筆、３，０８９㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

６０１番は、荻島の農地１０筆、７，２１５㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

６０２番は、吉野屋の農地１筆、４，８０４㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

６０３番は、前谷内ほかの農地５筆、１万３０４㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

６０４番は、新光ほかの農地６筆、５，０５６㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

６０５番は、直江町４丁目の農地１４筆、１万８４６㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

６０６番は、新光町の農地８筆、２，５８５．７６㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

607番は、檜山の農地7筆、6,967㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

608番は、代官島の農地5筆、3,951㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

次の609番から13ページの641番までの33件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

642番は、鬼木の農地2筆、4,213㎡を3年間賃借権の移転をするものであります。

次の643番は、使用賃借権の再設定ということであります。

16ページの588番—2から19ページの598番—2までの枝番がついております11件、8万356.82㎡につきましては、農地利用集積円滑化事業で新規により6年から9年間利用権設定するものであり、議案中の枝番1と枝番2は連動しておりますので、そのようにごらんいただきたいと思います。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

また、20ページの304番—1及び304番—2は、12月総会で承認議決をいただきましたが、その後貸付人の死亡が判明したため、今回取り消しするものであります。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告を願います。

第3調査部会長は、西代理の隣に着席願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告をいたします。

第3調査部会では、2月24日午後3時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と大桃会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後5時5分閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定39件、再設定34件、利用権移転1件、所有権移転2件、合計件数76件、面積にして42万1,378.75㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、貸付人死亡による新規設定2件、1万424㎡の取り消しがありました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第2号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、21ページにありますように2件、464㎡であります。

議案中の22番一1は、吉田地内の土地2筆、273㎡について売買により取得し、変更目的を農地として利用したいものです。場所につきましては、広域養護老人ホーム県央寮北側付近であります。

23番は、栗林地内の土地1筆、191㎡について売買により取得し、変更目的を分家住宅1棟建築敷地に利用したいものです。場所につきましては、市立上林小学校西側付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第2号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして2件、面積にして464㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま

ま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、26ページにありますように13件の申請で、合計8万3,458.7㎡となっております。

それでは、戻りまして22ページの87番から順にご説明申し上げます。

議案中の87番は、栗林地内の農地1筆、51㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり2,700万円であります。

88番は、西中地内の農地5筆、2,037㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約250万円であります。

89番は、吉田地内の農地2筆、273㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約293万円であります。なお、この案件は議第2号の22番―1で承認いただいたものであります。

90番は、前谷内地内の農地2筆、119㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり30万円であります。

91番は、笹岡地内の農地1筆、135㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり50万円であります。

92番は、桑切地内の農地1筆、739㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約1万円であります。

93番から96番は、譲り渡し人、譲り受け人相互の交換により取得するものであります。

97番は、福島新田ほかの農地35筆、3万7,894.1㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が10年間特定使用貸借権を設定するものであります。

98番は、柳沢ほか地内の農地27筆、1万3,789.82㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が20年間使用貸借権を設定するものであります。

99番は、南四日町3丁目ほか地内農地29筆、2万6,511.88㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が20年間使用貸借権を設定するものであります。

以上１３件が今月申請分であります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第３調査部会長（６番金子良助委員）

議第３号『農地法第３条の規定による許可申請について』は、売買によるもの６件、交換によるもの４件、特定使用貸借によるもの１件、使用貸借によるもの２件、合計件数１３件、面積にして８万３，４５８．７㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第３号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第４号『農地法第４条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第４号『農地法第４条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、２７ページに記載してありますように２件の申請でして、１，２０６．３３㎡であります。

議案中の１６番は、石上２丁目地内の農地１筆、１，００６㎡を共同住宅１棟１０世帯建築及び駐車場の２０台分敷地に利用したいものです。場所につきましては、「はあ

とふるあたごグループホーム三条」東側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

17番は、栗林地内の農地3筆、200.33㎡を道路敷地に利用したいものです。場所につきましては、市立上林小学校西側付近の集落密集地の一角で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして2件、面積にして1,206.33㎡で、16番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、30ページに記載してありますように5件の申請で、合計1万9,3

79㎡であります。

それでは、戻りまして28ページの85番から順に説明いたします。

議案中の85番は、先ほどの事業計画変更承認申請後の農地法第5条の許可申請でありますので、説明を省略させていただきます。

86番は、帯織地内の農地4筆、406㎡を賃借権設定により展示用住宅1棟、駐車スペース2台分に利用したいものです。場所につきましては、瑞泉寺東側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

87番は、駒込地内の農地4筆、652㎡を賃借権設定により、土採取の搬出路として平成24年4月1日から3年間一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、駒込上地内県道下田・見附線東側付近で、農用地区分は農用地に該当しております。

88番は、大面ほかの農地24筆、1万7,998㎡を賃借権設定により工事用作業用地、資材運搬路用地及び工事用車両駐車場等として、許可の日から8月18日まで一時転用地として利用したいものであります。場所につきましては、県道長岡・見附・三条線沿いセブンイレブン中越栄北潟店付近で、農用地区分は農用地に該当しております。

89番は、帯織地内の農地1筆、132㎡を使用貸借権設定により既存宅地と一体利用し、住宅1棟、車庫1棟建築敷地に利用したいものです。場所につきましては、JR帯織駅南側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして5件、面積にして1万9,379㎡で、88番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりで決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第3部会長さん、ありがとうございました。

議長（大桃会長）

続きまして、議第6号『下限面積（別段面積）の設定について』を議題といたします。
事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第6号『下限面積（別段面積）の設定について』ご説明申し上げます。

農地法の改正により、下限面積について毎年審議、決定することになっております。
議題6号参考資料にありますように、下限面積の設定については農地法施行規則第20条でこの基準が示されております。

また、裏面の資料をごらんいただきたいと思いますのですが、経営耕地面積では3地区とも50a未満農家は4割以下であり、遊休農地の割合も農地利用調査結果から0.2%となっております。また、担い手への利用集積率においても44.7%となっております。
このようなことから昨年も別段面積を設定せず、下限面積は農地法で定める基準どおり50aとしてきたところでありますので、本年も審議の上、ご決定いただきたいと思います。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日農政対策部会で審議をいただいておりますので、その結果報告を願います。

農政対策部会長さんは、西代理人の隣に着席願います。

農政対策部会長（12番大橋正臣委員）

それでは、私のほうより農政部会の調査結果についてご報告いたします。

農政対策部会は、去る2月20日午後3時から厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員と大桃会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後5時8分閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第6号『下限面積（別段面積）の設定について』は、農地法の改正に伴い、毎年設定または修正の必要性について審議することになっております。このようなことから事務局から議案説明をいただき、また各委員からもいろんな意見を出しましたが、三条、栄、下田の各地域の経営規模、遊休農地、担い手への

農地利用集積状況などからして、特に新規就農者を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られないと判断できる地域がないことから、三条市独自の下限面積の設定は必要ないと判断し、昨年と同様三条市全域で法律で定めてある基準の50aの面積を変えないという結論になりました。

以上でございます。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま農政対策部会長の審議結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

部会長、ありがとうございました。

議長（大桃会長）

続きまして、議第7号『新規就農者就農計画に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第7号『新規就農者就農計画に対する意見について』ご説明申し上げます。

議案の別紙資料、様式の2-1をごらん願います。今回就農計画の認定申請されている方は、西本成寺にお住まいの〇〇〇〇さん33歳で、Uターン就農者であります。将来の農業経営の構想としましては、現在は水稻と果樹類の複合経営であり、水稻の全作業委託が増加しており、水稻の規模拡大をすることで所得の向上を図るものであります。水稻部門の経営全般を担当するというものであります。さらに直売所でこの米や果樹の販売増加に取り組み、経営の安定と所得の拡大を図るものであります。

5年後の目標としまして、水稻9.9ヘクタール、販売量51.5トン、果樹0.38ヘクタール、販売量3.1トン、農業所得642万9,000円であります。農業労働力は、本人を含めて家族3人であります。なお、裏面に5年後の経営目標達成のための具体的な計画が年次別に記載されております。

以上のことから就農計画は妥当と思われ、有望な人材であり、また地域農業を担う農業経営者に育っていくものと期待するものであります。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、ご発言がある方、ご発言を願います。

6 番（金子良助委員）

ただいま事務局のほうから説明がありました就農計画の本人、西本成寺の〇〇〇〇さんにつきましては、ここに記載されてあります住所、これは父親が経営しておりますアパートですが、すぐ近間ということであります。農業後継者が足りないという中で、実態として作業につきましては、この計画のとおり農業あるいは果樹等に精いっぱい当たられておられますし、またこの地域におきましても果樹、ブドウにつきましてもハウス栽培といいますか、この雪消えをもって作業に入られるわけであります。そして、また地域におきましても、農作業を任せられる人が少ない中で、本人精いっぱい努力をして、まだ現在も新潟のほうといいますか、農業大学校だと思っておりますが、農業簿記といいますか、複式簿記等を勉強に行って、今後も耕作をしっかりとやられると思いますので、皆様のご支援を賜りたいと思います。

以上です。

議長（大桃会長）

そのほかありませんか。

28 番（安達英作委員）

事務局に質問なのですが、このようなケースの場合の新規就農支援の事業として、もう今回はこの〇〇さんにはどのぐらいの何かメリットというかがあるのかなのか、お尋ねします。

事務局（金子事務局長）

今ほどの安達委員さんのご質問に答えますが、このようなもので新規就農を認めてもらうと、補助事業の採択に非常に有利になるというのがまず1つあります。それから、融資が無利子で受けられるというのもあります。それから、関係機関から必要な指導、助言が積極的に受けられるということでございます。そういうようなメリットがあるということでもあります。

28 番（安達英作委員）

では、新規就農支援金みたいなのは出ないわけですか。

事務局（金子事務局長）

支援金は、農林課のほうへ確認した中では、その話はございませんでした。

議長（大桃会長）

そのほかございますか。

それでは、お諮りをいたします。議第7号につきましては、この計画を適当と認め、同意を与えるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略

をいたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第２号『農政対策部会の結果報告について』を部会長より報告願います。
部会長さんは、西代理さんの隣に着席願います。

農政対策部会長（１２番大橋正臣委員）

農政対策部会の報告をいたします。

農政対策部会は、１月の総会で付託を受けました「平成２４年度農作業賃金及び機械作業料金について」を審議するため、去る２月の２０日午後３時から厚生福祉会館第２集会室におきまして部会を開催いたしました。会議には大桃会長さんからもご出席をいただき、審議に加わっていただきました。

「平成２４年度農作業賃金及び機械作業料金について」であります、お手元に配付してあります資料ナンバー１をごらん願います。

本年度の農産物価格指数は、米などの上昇により総合指数で昨年度に比べ若干の上昇にあり、また農産物農業生産資材価格の指数も飼料、光熱動力などの上昇により、総合指数で若干上昇にありましたが、近年の推移を見ると農産物、農業生産資材の総合指数は横ばい状態にあります。また、米の価格指数を見ても昨年度の下落を除いても近年は横ばい状態にあること、そして農業経営が引き続き困難な状況にあることを判断し、賃金及び機械料金等の標準額は、今回はすべて据え置きと決定をいたしました。

その他の議題で「賃借料の情報提供」であります、お手元に配付しております裏面のナンバー２をごらん願いたいと思います。この件につきましては、農地法の改正により法律で定められていた標準小作料制度が廃止され、それにかわるものとして賃借料情報の提供を行うこととされ、この情報提供を実施しております。資料の内容は、平成２３年１月から１２月までに締結されたデータをもとに農地区分ごとに集計した結果のものであり、これにより賃貸借における賃借料基準として情報提供しているものであります。農作業賃金、賃借料情報については、３月中に農家へチラシをもって配布、周知することになります。

また、その他の議題で「農業委員会の適正な事務実施について」を審議いたしました。配付してあります資料ナンバー３でございます。１ページ、２３年度の点検・評価（案）と９ページ、２４年度の活動計画（案）がありますが、これらの案について今後縦覧、意見募集等した後に最終的な点検評価、活動計画として公表するものでございます。このことにつきましては、新たな農地制度が実効を上げるためには、現場で農地制度を中心となって運用する農業委員会の役割が非常に重要になることから、農業委員会が実施している法令、促進等事務について判断の透明性、全国的な公平性、活発な活動が強く求められております。よって、農業委員会では毎年これらの活動の点検、評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定を行うこととしています。

続きまして、その他の議題で「農地クリーン作戦について」審議をいたしました。こ

のことについては、農地の番人として農業委員会の見える活動として食の安全、安心を推進することから一昨年より実施しているところですが、昨年はご存じのように東日本大震災の関係で中止となりましたが、ことしは取り組みを実施するということで皆さんからの賛同をいただき、決定をいたしました。実施日は、4月6日金曜日午後からでございます。3地区に分かれ、3時間程度行い、その後反省会などを予定しております。詳細については、後日皆さん方にお知らせをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上が農政対策部会からのご報告でございます。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

22番（野崎文夫委員）

1点だけ確認をさせていただきますが、賃貸料についての内容なのですが、これはあくまでも利用権設定、あくまでもという言い方はちょっとおかしい言い方ですが、利用権設定した中の賃貸料だと思うのですが、永年小作地の小作料というのは、別にこれの数字では関係ありませんか。

農政対策部会長（12番大橋正臣委員）

この情報等については、永年小作地については審議はしておりません。この内容等について表になっている部分については、あくまでも小作料は賃金でございますので、物納は入ってございませんので……

5番（佐藤 満委員）

先ほどの農対資料ナンバー3のほうの9ページですけれども、2番、平成24年度の目標案及びの活動計画案として、遊休農地の解消面積というところで、私も今年度、24年度のことで農林課と打ち合わせした結果、酪農の青刈りをしてWCSの苗を活用して、もう5町計画しておりますが、私、9月のときにパトロールした結果、私の地域では本当に減反して、もう何十年も荒らしっ放しなところがありまして、そんなことから、地域一丸となって私の面積プラス2町5反ぐらい遊休地を作付してこれに取り組んでいます。できるだけ荒らさないようにと言うのですけれども、なかなか理解ができない農業者が多くおられるようですが、これらの解消に向けて私も率先して取り組みますが、農業委員会としても取り組んでいただき、荒れ地をなくする闘いを、皆さんからも取り組んでいただきたいと思います。遊休農地を解消する補助金も22年度から出ていましたけれども、補助金が終わるようなときにやっと盛り上がったってどうもならないような話なのですけれども、これからは農林課とか、農業委員の話で率先して力を入れてもらいたいと思いますので、今後またよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（大桃会長）

全くそのとおりでございます。佐藤委員さんには感謝申し上げます。これは、農業会

議全部で農地パトロールをした中で耕作放棄地などをなくそうということで、三条市農業委員、その中で先頭に立って佐藤満委員さんが頑張っていることには感謝申し上げます。これからも我々も一生懸命頑張りますから、また佐藤委員さんからも特段のご指導、ご鞭撻いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いてありますか。

「農政対策部会の結果報告について」は終わりたいと思います。

農政対策部会長さん、ありがとうございました。

議長（大桃会長）

続きまして、報第3号から報第8号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（金子事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（大桃会長）

それでは、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

3月は、第1調査部会の担当でございます。3月23日15時に予定しておりますので、関係委員の方、よろしくお願い申し上げます。なお、終了後懇親会も一緒にありますので、それもあわせてよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は3月29日木曜日、午後3時から行いたいと思います。

なお、6時から職員の歓送迎会を行いたいと思いますので、それから土地改良区からご出席いただいて出ておりました安達宰委員さんが3月末で退職ということでございますので、それもあわせてご案内をさせていただきます。ぜひ皆さんからご出席をお願いしたいと思います。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉じさせていただきます。

大変ご苦勞さまでございました。

午前10時30分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議事録署名委員（ 3 番）

議事録署名委員（3 2 番）
